



パートナーシップ通信

vol.19

男女共生係
☎32-1111
(内線245)
FAX 32-0110

「男女共同参画社会をめざして」



市男女共同参画推進懇話会
副会長 浦本 千歳

男女共同参画社会とは、日本の女性の置かれた状況を変え、少しでも女性たちが、その持つ力を発揮し、それによって、日本の社会をより活性化するために最大限の力を注いでいくことである。しかし、日本の職場にあって、昇進は女性に対する差別がまかりとおり、男尊女卑の残像がよみがえる。固定的性別役割分担意識は、30年近くたってもまだまだ解消されていない。この30年間に制度は整えられ、組織の強化・男女共同参画社会基本法もできた。

配偶者暴力防止法もできた。が、女性たちが、重要な意思決定の場に少ない。なぜか、変化のスピードも遅すぎる。職場で地位と責任を持って働いている女性は、まだまだ少数で、女性の自立、といったも仕事上で男性と同じレベルにはなかなか達し得ない。女性が責任ある職業を持つことに對しての困難はまだまだ多い。

その理由のひとつは、日本の社会的慣習と女性側の職業に対する意識や姿勢に問題がある。男は外へ、女は内を守るという古くからある生活形態、それが女性を家庭にしばりつける結果をもたらした。そして、私も、多くの女性も、このような形態に疑問すら持つこともなく過してきた。いかに日本人の生活や制度への固定的性別役割分担

分業意識が染みついてきたかを勉強しながら痛感する。

そんな過程の中で、今こそ男女共同参画社会がいかに重要な内閣府も県も市町村も多くの情報を流している。女性たちの変化を見すえた、新しい社会システムの再構築に成功するか、どうか日本が21世紀に活力を維持できるか、どうかを決定すると信じている。

世界中のあらゆる国では女性の生き方、働き方に変化がおきている。日本が取り残されないように、そして、一人一人の女性が、せっかく恵まれたこの生命を十分に享受し、社会を少しでもよくするために、能力を発揮できるように社会の実現に向かって進むべく、私達には責任があると思う。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日または死亡した日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

平成18年度の年金額をお知らせします

問合せ先 熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500
本庁市民課 ☎32-1111
各支所市民課国保年金係
三角支所 ☎53-1111 不知火支所 ☎33-1111
小川支所 ☎43-1111 豊野支所 ☎45-2111

★賢く★
みんなの
年金学

☆老齢基礎年金 792,100円(満額)

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付した人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。この年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

☆老齢福祉年金 405,800円

☆特別障害給付金(月額)

1級…49,850円、2級…39,880円

☆障害基礎年金

1級…990,100円、2級…792,100円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

☆遺族基礎年金(妻) 1,020,000円

(基本額792,100円+子1人の加算額227,900円)

国民年金に加入中の人が亡くなった時、その人に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。子は18歳到達年度の末日まで、または障害がある場合は20歳までとなります。

地域おこしに取り組み 女性のドキュメンタ リーが完成

内閣府は、全国3カ所(宇城市・滋賀県栗東市・京都府舞鶴市)をモデルに、内閣府派遣のアドバイザーとともに地域おこしに取り組み女性たちのドキュメンタリーをビデオとDVDに収めました。そして、このほど、ビデオ「体験! 発信! チャレンジ・ストーリー〜まちづくりにかける元気な女性たち〜」が完成しました。

このビデオ・DVDは、本庁人権啓発課や各支所総務課・教育委員会生涯学習課にあります。貸し出しもできますので、どうぞご覧ください。



「歴史ある街並みを蘇らせる女性たち」の内容

小川町の女性たちで結成され

た「風の会」は、長い間廃屋だった商家を、自分たちの資金と人々の寄付金により復活させました。この「風の館・塩屋」を拠点に、小川に昔のにぎわいを取り戻すためメンバーは模索を続けていました。

そんな風の会に派遣されたアドバイザーは山崎弘子さん。秀吉ゆかりの町、滋賀県長浜を、年間200万人が訪れる観光地に復活させた立役者です。

山崎さんの講演を聞いた風の会と商工会は、連携して町のオリジナルマップづくりと観光ボランティアガイド養成に取り組みます。

出来上がったマップを手に、笑顔を見せる風の会と商工会のメンバーたち。観光ボランティアもガイドのトレーニングを始めます。

本番直前に、小川小学校の子どもたちを相手に「模擬試験」にチャレンジ。しかしトラブルの連続でガイドたちは頭を抱えてしまいます。はたしてボランティアガイドは、スタートの日を迎えられるのでしょうか。

自分の考えを述べることができ、他人の考えも聞くことができます。

第16条 プライバシーの権利

親が勝手に子どもの手紙やかばん、机を見たりはできません。

第19条 親から虐待されない

愛のムチと称して子どもに手をあげていませんか? それは本当に子どものためですか? それとも親の言うことを聞かせるためですか?

子どもは子どもだからと一方的に抑えつけられたり、暴力を受けたりしないように世界共通の「子どもの権利条約」が批准されています。

「子どもの権利条約を知っていますか」

「子どもの権利条約」は世界の子どもたちが、人間らしく育つために、世界の国々が協力し、みんなが手を取り合うために、定められています。

では内容はどんなものでしょうか? 以下に抜粋します。

第2条 子どもは差別されない

「いい子だね」「君はダメ」などの言葉で子ども同士を比べることを禁止しています。

第12条 意見を言う権利

子どもがはっきり自分の意見を述べ、情報を得る権利を明確にしています。

第13条 表現の自由



みんなで学ぼう

ピンけん

生涯学習課
人権教育係

☎33-1240
(内線332)